

みなとみらい21線日本大通り駅

自動販売機設置事業者選定プロポーザル実施要領

2026年3月実施

横浜高速鉄道株式会社

1 概要

みなとみらい2 1線日本大通り駅に設置する飲料自動販売機（以下「自販機」という。）について提案された営業料率により設置者を決定し、設置に係る契約を締結します。

2 応募要件

- (1) 本要項の条件等を理解し提案が出来ること。
また、提案内容について責任持って実現できる企業であること。
- (2) 自社製造の製品を有している事業者であること
- (3) 提案内容に必要な許認可、免許等を有すること
- (4) 管理運営において、ノウハウ、資力及び実績を有すること
- (5) 2024年度及び2025年度において、鉄道施設内における自販機設置運営事業の実績を有すること。
- (6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (7) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (8) 自ら又はその役員、従業員等が暴力団員及び暴力団その他これに準ずる反社会的勢力に属するものではないこと。
- (9) その他当社が不相当と判断する事由を有しないこと。

3 設置条件等

- (1) 設置台数及び設置箇所
設置台数：2台
設置箇所：別紙のとおり
- (2) 設置者数
1者（9（2）参照）
- (3) 設置する自販機および回収ボックスの規格等
 - ア 外形
別紙に示した場所に記載を超えないものを設置すること。ただし自販機選定および設置にあたる詳細な採寸は各事業者にて実施すること。
 - イ 消費電力量
1,500W以内とすること。
 - ウ 機能等
ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の自販機を設置すること。
 - エ 外装等
自販機の外装もしくは設置箇所の自販機外枠について、駅構内のデザインに配慮した外装とし、当社の上デザインを決定すること。
 - オ 広告の掲示
当該自販機の販促となるもの以外、原則としてこれを認めない。また、外装との調和などを考慮するものとする。
 - カ 決済方法等
現金の他、交通系ICカードに対応していること（設置後2ヶ月以内に対応すること）。その他の決済方法については指定しない。

キ 安全面等

設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで、適切な転倒防止対策を施工する等、安全面を考慮すること。また、アンカー打設等については当社の指示に従うこと。

ク その他

回収ボックスを設置すること。回収ボックスは、扉を開かず内部が確認できるものとする。また当社の了承の上、設置位置周辺と調和するデザインとすること。

(4) 締結予定の契約

設置予定事業者と当社の間で「みなとみらい 21 線日本大通り駅構内における自販機業務に関する営業承認契約（予定）」を締結する。なお、本契約は、借地借家法の各規定は適用しない。

また、日本大通り駅において既に設置及び営業を行っている企業が選定された場合は、本件に係る自販機のみを対象とした契約とし、既存契約と異なる名称を付すこととする。

(5) 契約期間

設置日から 2029 年 5 月 31 日まで

※自販機の設置日については別途調整する。

※鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの命令等による場合の営業中止、中途解約について契約条項となることを承諾の上、契約すること。

(6) 売上報告書の提出

自販機の売上状況は、1 か月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日（3 月分及び 9 月分については翌月の 5 日）までに売上報告書を提出すること。なお、履行状況を確認するため、当社が利用状況等についての実地調査を行う場合、又は関係資料の提出を求めたときには速やかに当社に協力すること。

(7) 取扱商品

取扱商品については、飲料（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類等）とすること。

ア 飲料については、缶（アルミ・スチール）及びビン（ガラス・プラスチック）等の密閉型容器入り各種飲料（アルコール飲料は除く）とすること。

イ 食品については、自販機付属の電子レンジ等で加熱調理して提供する紙製又はプラスチック製容器入りの軽食・スナック類は取り扱わないこと。

(8) 設置事業者の費用負担等

自販機設置に伴う費用負担は次のとおり。

ア 営業料

自販機設置後に毎月の売上に営業料率を乗じ、1 ヶ月ごとに当社へ支払うこと。

イ 道路占用料相当額

参考：2025 年度徴収実績 月額 195 円/㎡（税別）

※現占有許可面積でご請求させていただきます。

ウ 電気使用料相当額

参考：2025 年度徴収実績 月額 5,000 円/台（税別）

エ 外装費

自販機外装は、当社と協議の上駅構内のデザインに配慮したものとし、変更が必要な場合の諸費用は当該設置事業者の負担とする。また、自販機外枠の変更が必要な場合の諸費用については、設置事業者による均等負担とする。ただし、各事業者の負担上限額は 150,000 円（税別）までとする。

- オ 撤去費
契約満了時並びに鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの命令等による中途解約により自販機を撤去する場合の費用
- カ 自販機設置管理費
自販機の設置、保守管理、修繕、撤去に係る費用
- キ 回収ボックス設置管理費
回収ボックスの設置、保守管理、修繕、撤去、空き容器の収集・廃棄に係る費用
- ク 補償費
損害賠償時等における補償費用
- ケ 書類作成費
設置に係る申請等の書類作成及び提出に要する費用

(9) 維持管理責任

- ア 商品補充、釣銭管理など自販機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意すること。商品の欠品が発生した場合は、発生当日もしくは翌日までに補充すること。
- イ 空き容器が自販機および回収ボックス周辺に散乱することなどがないよう、設置者の責任で回収、処分及び清掃を行うこと。なお、回収の頻度は3日に1度以上とし、土曜日、日曜日、祝日は可能な限り全日回収し、処分の際は関係法令を遵守し処分すること。複数の自販機で回収ボックスを他事業者と共用する場合は、各設置事業者が調整して回収・処分及び清掃を行うこと。
- ウ 衛生管理及び感染症対策等については関係法令等を遵守すること。また、自販機本体及び設置箇所周辺の美化に努めること。
- エ 据付面及び周辺環境を十分確認したうえで、原則としてアンカーボルトにより自販機の脚部を固定すること。ただし、アンカーボルトが施工できない場合や当社が認める場合は自販機脚部に転倒防止用鉄板を固定して設置すること。
- オ 電源との接続部等については、必ず漏電防止の措置を取ること。
- カ 故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自販機表面の見やすい位置に、故障・不具合時等の連絡先を明記すること。
- キ 商品または補充等に不備があった場合は、ただちに当社に報告するとともに、適切な対応をとること。

(10) 損害賠償

- ア 自販機およびその付属設備、商品等が当社または第三者に損害を与えたときは、設置事業者の責任において損害を賠償すること。
- イ 設備停止を伴うような事故が発生する等の状況により、自販機による販売を一時停止しなければならなくなった場合において、当社は一切の責を負わないものとする。また、諸官庁の指示等による販売停止等があった場合においても、それに伴う減収等について当社は一切の責を負わないものとする。
- ウ 鉄道事業の用に供する場合及び諸官庁からの指示等により中途解約する場合においても、当社は一切の責を負わないものとする。

(1 1) 禁止事項

次に掲げる行為を禁止し、判明した場合は違反事項として契約解除の事由とします。

- ア 自販機設置運営事業以外の用途で使用する事
- イ 契約物件に建物を建設又は工作物を設置すること
- ウ 契約物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること
- エ 駅構内の秩序を乱す行為
- オ 使用許可条件に違反する行為
- カ 履行状況に対する是正指示に反する行為

4 応募書類及び提案項目

以下の項目について提出をお願いします。

(1) 応募書類

- ア 提案書(様式1)
- イ 鉄道施設内における自販機設置運営事業申告書(様式2)
- ウ 会社概要(様式自由)
- エ 法人登記簿謄本(履歴事項全部事項証明書)【写し可】
- オ 代表者の印鑑証明書【写し可】

(2) 提出書類

以下の項目について提出をお願いします。

- ア 設置を希望する自販機の仕様、カタログ《データ提出》
 - イ オペレーション体制《データ提出》
 - ウ 緊急連絡体制《データ提出》
- ※データはPDFで提出願います

5 進行スケジュール(予定は変更になる場合があります。予めご了承ください。)

- (1) 実施要項等公開 : 2026年3月25日
- (2) 質問締切 : 2026年3月31日
- (3) 提案書等の提出期限 : 2026年4月24日
- (4) 審査結果の通知 : 2026年5月8日
- (5) 設置[予定] : 2026年5月(日付については別途調整)

6 実施要領、仕様書等

書類一式は横浜高速鉄道ホームページよりダウンロードしてください。

7 質問及び回答

(1) 質問受付期間

2026年3月25日から3月31日まで

(2) 質問提出方法

質問を電子メールにより、次の送付先に送付してください。

質問の送付先：eigyout@mm21railway.co.jp

※メールの件名は、【日本大通り駅自販機設置予定事業者質問書】貴社名 としてください。

(3) 回答

質問に対する回答は、送信元のメールアドレスに送付します。

8 応募書類の提出

(1) 提出期間

2026年3月25日から2026年4月24日 17:30（必着）まで

(2) 提出先

横浜市中区元町一丁目11番地

横浜高速鉄道株式会社 経営管理部 経営企画課 営業推進係

(3) 提出方法

応募書類は一式をご用意のうえ、提出先に直接または郵送にて提出ください。

また、データについては以下メールアドレスにご送付ください。

eigyout@mm21railway.co.jp

※メールの件名は、【日本大通り駅自販機設置予定事業者提案書類】貴社名 としてください。

(4) その他

応募書類の取扱い等

応募書類は、返却しません。

費用の負担

応募書類の作成等に要する経費は応募者の負担とします。

9 選考

(1) 審査

横浜高速鉄道社内において審査を実施するものとし、選考します。

(2) 選定方法

提案項目のうち営業料率上位1社を選定します。なお、上位の料率が複数社の場合抽選にて決定いたします。

決定された設置予定事業者が設置を辞退した場合は、次点の事業者を設置予定事業者とします。

10 審査結果の通知

審査の結果はすべての応募者に郵送等により書面で通知します。なお審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けません。

1.1 契約について

本提案は事業者の特定を目的に実施するものであり、契約は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。当社と選定事業者による協議及び調整が整った後、契約を締結します。

1.2 添付書類

(1) 資料

- ・みなとみらい21線日本大通り駅飲料自動販売機募集区画（別紙）

(2) 応募書類

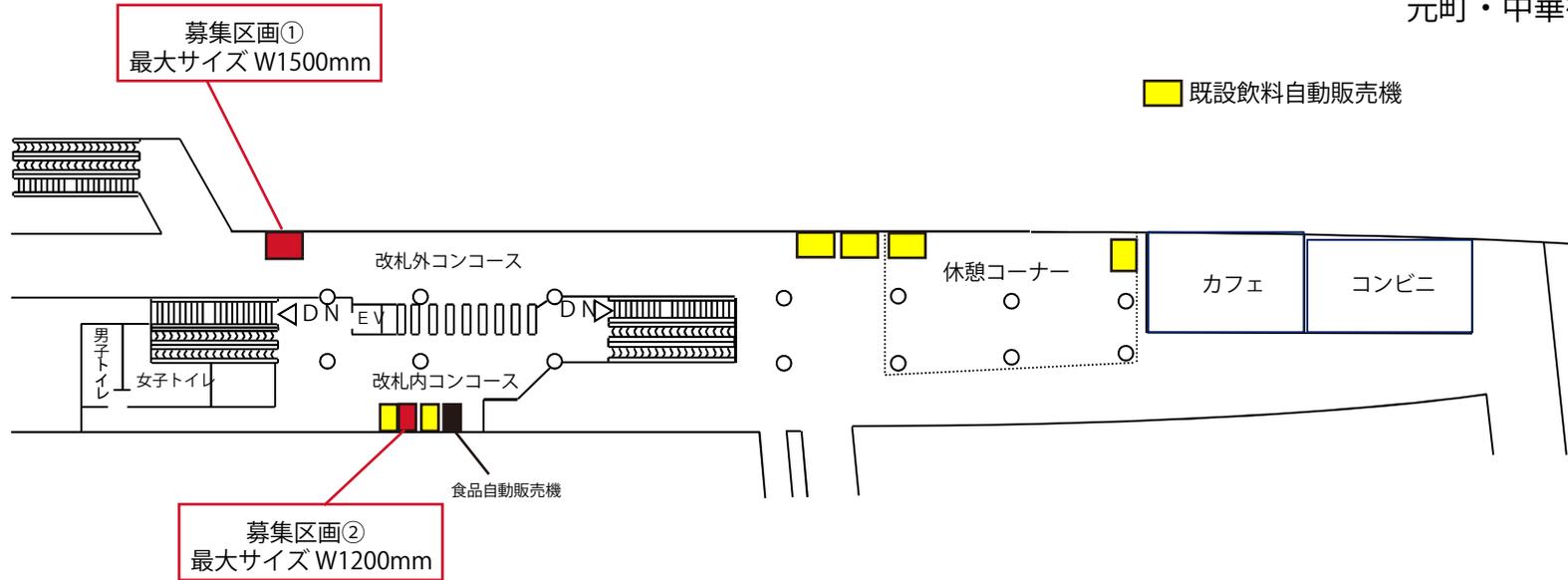
- ・提案書（様式1）
- ・鉄道施設内における自販機設置運営事業申告書（様式2）

みなとみらい2 1線日本大通り駅飲料自動販売機募集区画

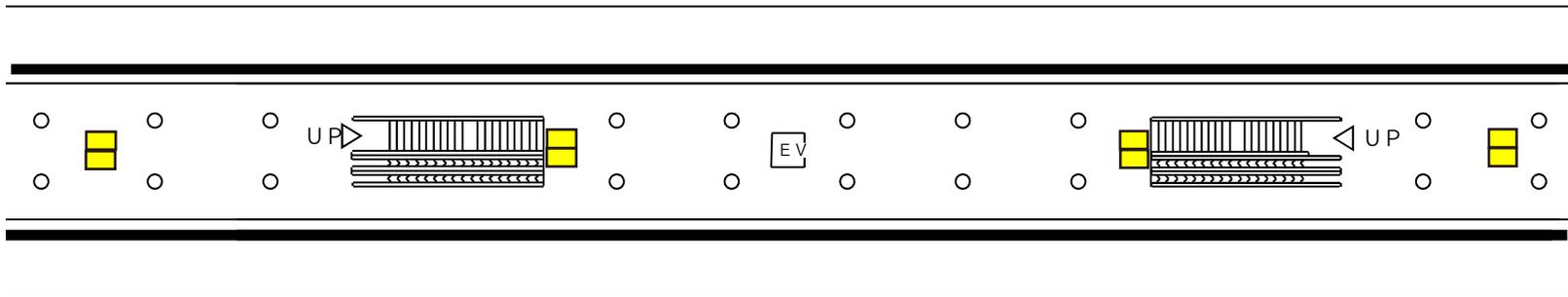
◀ 横浜

元町・中華街 ▶

B1 F
改札階



B3 F
ホーム階



提 案 書

年 月 日

横浜高速鉄道株式会社
代表取締役社長 森 秀毅 様

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

関係書類を熟読のうえ、以下の内容で提案いたします。

件 名 みなとみらい21線日本大通り駅 自販機設置事業

営業料率

%

※小数点第1位までとする

鉄道施設内における自動販売機設置運営事業申告書

年 月 日

(あて先) 横浜市中区元町一丁目11番地

横浜高速鉄道株式会社 経営管理部経営企画課営業推進係

住所又は所在	〒 ー
ふりがな 氏名又は法人 名・代表者名	印
担当者 (連絡先)	担当者名 電話 mail

「みなとみらい21線横浜駅における自動販売機設置事業者公募要領」2.(5)に基づき、「鉄道施設内における自動販売機設置運営事業」実績を次のとおり申告し、全て事実と相違ないことを誓約します。

2024年度 実績	
2025年度 実績	

※ 各年度別に鉄道施設名、設置台数を記入してください。